

新型コロナウイルス感染拡大に係る 個人支援策

～新型コロナウイルス感染症の影響に対する様々な支援制度があります～

休業支援

※内容については今後順次更新されますので、最新の情報についてはそれぞれの「[くわしい情報はこちら](#)」にてご確認ください。



小学校休業等対応支援金(厚生労働省)

小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者へ支援金を支給します。

対象

(1)～(4)のいずれにも該当する方

(1)①又は②の子どもの世話をを行う保護者であること

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども、②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

(2)小学校等の臨時休業等の前に、一定の業務委託契約等を締結していること

(3)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うために、業務委託契約等に基づき予定されていた日時に業務を行うことができなくなったこと

(4)雇用保険被保険者でないこと、労働者を使用する事業主でないこと

内容

令和2年2月27日から3月31日の間において、就業できなかった日について、
1日当たり4,100円(定額) ※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く

申請期間

令和2年3月18日から
6月30日まで

◆ 支給要件、申請等の手続のお問い合わせ
学校等休業助成金・支援金等相談コールセンター
0120-60-3999
(受付時間 9:00～21:00) ※土日・祝日含む



小学校休業等対応補助金(鳥取県)

『小学校休業等対応支援金』の対象にならない方へ、県が事業所得の一部を支援します。

対象

(1)～(5)のいずれにも該当する方

(1)国支援金の対象外であること

(2)①又は②の子どもの世話をを行う保護者であること

①新型コロナウイルス感染症に関する対応として臨時休業等をした小学校等に通う子ども、②新型コロナウイルスに感染した又は風邪症状など新型コロナウイルスに感染したおそれのある、小学校等に通う子ども

(3)県内を主たる拠点とする個人事業主で、あること

(4)小学校等の臨時休業等の期間において、子どもの世話をを行うため、個人事業を休業したこと

(5)個人で行っている事業が申請者の主たる事業(当該事業に係る収入が総収入の2分の1を超える)であり、青色申告を行っていること

内容

令和2年2月27日から3月31日の間に個人事業を休んだ日数×4,100円/人
※春休み等、小学校等が開校する予定のなかった日等を除く

申請期間

令和2年3月24日から
6月30日まで

◆ 鳥取県新型コロナウイルス感染症による
小学校休業等対応補助金
商工労働部雇用人材局
とっとり働き方改革支援センターHP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290506.htm>



納税猶予

地方税における猶予制度

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の納税の猶予を受けることができます。

○担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

※猶予期間内における途中での納付や分納など、
事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する地方税の猶予制度
総務部税務課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290734.htm>



生活支援

生活福祉資金貸付制度

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業等により生活資金でお困りの方を対象に特例貸付を実施します。

○休業された方の世帯向け(緊急小口資金)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

貸付額 10万円以内(一定の場合は20万円以内)

くわしい情報はこちら ↓

○失業された方等の世帯向け(総合支援資金)

対象 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯

貸付額 2人以上世帯 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内

◆ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けた世帯への一時的な生活資金の貸付(生活福祉資金貸付制度)
福祉保健部ささえあい福祉局福祉保健課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290806.htm>



教育支援

就学支援等

新型コロナウイルス感染症に係る就学支援や児童・生徒の心のケアを行っています。

○授業料などの負担軽減

- ✓ 入学料の減免
- ✓ 授業料の減免
- ✓ 定時制通信制教科書給付
- ✓ 高等学校等就学支援金
- ✓ 就学助成制度
- ✓ 鳥取県育英奨学金(高校分)の緊急貸与
- ✓ 鳥取県育英奨学金の返還猶予
- ✓ 高校生等奨学給付金の申請期間の延長

※私立中学校・高等学校等の授業料減免

→くわしくは子育て・人財局総合教育推進課へ(0857-26-7841)

○児童・生徒の心のケア等

- ✓ スクールカウンセラーによる心の健康相談等
- ✓ 教育相談電話
- ✓ 人権への配慮といじめ防止への対応

くわしい情報は
こちら
→

◆ 新型コロナウイルス感染症に係る就学支援等への対応について
教育委員会事務局教育総務課HP
<https://www.pref.tottori.lg.jp/290968.htm>



修学支援

新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した学生等への支援があります。

○高等教育修学支援新制度

対象 住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

内容 授業料・入学金の免除/減額・給付型奨学金の支給

くわしい情報はこちら ↓

◆ 新制度の概要
文部科学省特設HP
<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>



○貸与型奨学金(無利子・有利子)

対象 【無利子奨学金】目安年収 ~約800万円
【有利子奨学金】目安年収 ~約1,100万円

※保育士等修学資金貸付制度

現在、保育士養成施設に在学中で、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少により、修学資金貸付を希望される方はお問い合わせください。→くわしくは子育て・人財局子育て王国課へ(0857-26-7150)

◆ 貸与型奨学金の制度概要
日本学生支援機構HP
<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/seido/index.html>



鳥取県

(事務局) 令和新时代創造本部新时代・SDGs推進課

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町1丁目220

電話:0857-26-7650

ファクシミリ:0857-26-8111

電子メール:sdgs@pref.tottori.lg.jp



鳥取県HP「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)特設サイト」→
<https://www.pref.tottori.lg.jp/corona-virus/>

